

議員案第 12 号

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第 112 条及び小金井市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 7 年 4 月 16 日提出

小金井市議会議員

清	水	学
水	谷	たかこ
安	田	けいこ
坂	井	えつ子
小	林	正 樹
河	野	麻 美
沖	浦	あつし
村	上	ようすけ
藤	川	賢 治
片	山	かおる
森	戸	よう子

(提案理由)

議会運営委員会の委員の定数を増員する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例

小金井市議会運営委員会条例（平成3年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「7人」を「9人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員案第12号資料

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(定数) 第2条 委員会の定数は、<u>9人</u>とする。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	(定数) 第2条 委員会の定数は、<u>7人</u>とする。	定数の増員